

好評につき
増設!

広告 募集

エレベーター内広告

福岡商工会議所ビル

福岡市博多区博多駅前2丁目9-28



- ・来館者数**37万人**（毎月約3万人）
- ・館内メインエレベーター2基（計3枠設置）

福岡商工会議所会員企業 割引料金

1枠 11,000円/月

税込

- 自治体や行政の方も利用できます。
- 一般企業・特料金 1枠22,000円/月
- 1か月 = 毎月最初の営業日～最終営業日

掲載例



不動産
広告



セミナー
開催



オフィス
商材広告



コンサルタント
広告



観光施設
宣伝



会社
案内



●ご利用の流れ

- ✓ 福岡商工会議所ホームページよりお申し込みください
- ✓ 掲示物を電子メールもしくは原本でお送りください
- ✓ 広告審査を行います。
- ✓ 審査に合格した場合、掲載物原本を送付ください
- ✓ 原則として、掲載開始前日までに利用料金をお振り込みください。

お申込みページ



ビジネスサポート
> 広報支援

●掲載期間

- ✓ **毎月最初の営業日～最終営業日に掲載します。**
- ✓ それ以外の期間の掲載は、下記の料金となります。
 - ① 1か月以内の掲載→1か月分の料金
 - ② 月をまたぐ場合→2か月分の料金
- ✓ 申込先着順です。ご希望に添えない場合もあります。

広告掲載申込

審査用の掲示物のデータ・現物送付
※掲載日は先着順

審査 結果通知

(合格の場合)
掲示物の
現物を送付

利用料金の 振込

掲載

掲載開始日 7営業日前迄→

3営業日前迄→

開始日の前日迄

※行政機関の方はご相談ください

●利用規約

- 本件広告の掲載場所は、福岡商工会議所ビルのメインエレベーターである1号機もしくは2号機の機内の広告スペースです。
- 広告やポスターは事前審査のため、データまたは現物を掲載開始日の7営業日前までにお送りください。いただいた広告やポスターは原則として返却いたしません。
- 本事業は「商用広告」としてご利用を頂くため、下記を満たす広告に限ります。
 - 1) 政治活動、宗教活動、意見広告、占い及び個人宣伝に係るものでないこと。
 - 2) 公序良俗に反する恐れがないこと。
 - 3) 法令に違反しないこと。また法令違反を誘発する恐れがないこと。
 - 4) 虚偽、誤認を生じさせる恐れがないこと。
 - 5) 他の会員、消費者へ不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - 6) マルチ商法、無限連鎖講等、及びそれらに類する内容でないこと。
 - 7) 投機性がないと判断されること。
 - 8) 申込者が自己の名で製造、販売、提供等を行う商材であること。
 - 9) 閲覧者に不快感を与える内容でないこと。
 - 10) 申込者が、暴力団等反社会的勢力に該当せず、掲載内容が暴力団等反社会的勢力に関連するものでないこと。
 - 11) その他、当該サービスの運用上、福岡商工会議所が不適当と認める内容でないこと。
- 福岡商工会議所では、広告の事前審査を行います。その結果、当所の商用広告に適さない場合や、過去のご利用に際し利用者等からのクレーム等が頻発している場合など、ご利用をお断りする場合がございますので何卒ご了承ください。また、福岡商工会議所の事前審査の結果については、異議を申し立てられませんのでご了承ください。
- 審査経過後であっても、本規約に違反することが事後に判明した場合は、ただちに利用を取りやめ、以降の利用をお断りします。その際、利用料金は返金いたしません。
- セミナー・講演会の開催、書籍の出版等の場合、事前審査の為使用するレジュメ書籍の目次等の提出をお願いする場合があります。
- 広告の内容に関する責任は、全てご利用の方に帰属します。また、本サービスにより生じた取引上のトラブル等について、福岡商工会議所は一切の責任を負いかねますので、何卒ご了承ください。
- 変更に際しては、キャンセル料として、利用料金の100%を頂きます。
- エレベーターは法定点検、定期点検、その他故障などで停止することがあります。24時間以上エレベーターが停止した場合は、日割計算で返金もしくは、掲載日の延長をいたしますが、それ以外の場合には、返金等は致しませんのでご了承ください。

お問い合わせ

福岡商工会議所 総務部 ビル管理グループ

〒812-0005 福岡市博多区博多駅前9-28 福岡商工会議所ビル6階
TEL 092-441-1116 E-Mail fkanri@fukunet.or.jp

福岡商工会議所の
地元企業への広告・広報サービス
詳しくは、WEBをチェック！
ビジネスサポート> 広報支援